

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

富山国民年金 事案 144

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 61 年 11 月に初めて国民年金に加入した。

昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は納入されているのに、申立期間だけが未納になっていることをねんきん特別便によって初めて知った。

国民年金保険料を納付したことを明らかにできる資料は無いが、申立期間の保険料が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は納入されているのに、申立期間だけが未納になっていることに納得できないと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続をした時期、加入手続の場所、国民年金保険料の額、保険料を納めた場所及び納付時期も明確には記憶していない。

また、申立人は、「20 年以上も前の記憶と資料を未だ持っていることはありえない。」と述べていることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 49 年 9 月まで
昭和 47 年 2 月に、町内の人の勧めにより父が国民年金の加入手続をしてくれた。

申立期間について、A 市 B 町の町内会長が集金しており、納入記録簿に捺印する方法で家族 4 人分の国民年金保険料を納付していたのに、自分の記録が未納となっている。

そこで、A 市が保管していた自分の国民年金被保険者名簿を確認したところ、不明瞭な記載がある。

A 市が記録管理を適切に行っていなかったために未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を町内集金により納付していたにもかかわらず、A 市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載に誤りがあり、同市が記録管理を適切に行っていなかったため未納になっていると主張しており、同名簿には、欄外に昭和 49 年度不明と記載されているものの、検認記録欄には昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間について納付済であることを示すゴム印が押印されていることが確認できることから、同市は記録管理を適切に行っていなかったと推認される。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 49 年 10 月ごろに払い出されたと推認されることから、申立期間の保険料を町内集金により納付することはできない上、申立人は、申立期間において、町内集金により家族 4 人分の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその兄についても、申立人と同様

に未納となっているほか、その父親は、申立期間中に60歳に達し保険料を完納したことにより、それ以降は保険料を納付していないことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点がみられる。

また、申立人は、国民年金保険料はB町の町内会長が集金していたとしているが、当時、町内集金により保険料を納付していた同町の住民（3人）に照会しても、申立人が主張する町内会長が自ら集金していたとの証言が得られない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私が昭和 62 年 3 月に会社を退職した後、妻がすぐに A 市役所で、私と妻の二人分の国民年金と国民健康保険の加入等の手続を行い、送付された国民年金保険料の納付書により毎回夫婦二人分を A 市役所の窓口で納めたにもかかわらず、自分の分だけが未納となっている。領収書など関連資料は処分してしまったが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金及び国民健康保険の加入手続に関与していないが、これらの加入手続を行ったとするその妻から聴取したところ、申立人が会社を退職後の昭和 62 年 4 月ごろに、A 市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入等の手続を行ったと主張している。

しかし、A 市保有の国民年金被保険者名簿には、平成元年 12 月 27 日に職権適用されたことを意味する「1.12.27 悉皆適用」と記載されていることから、申立人又はその妻が国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、健康保険についても、申立人及びその妻は、申立期間において、健康保険組合の任意継続被保険者及びその被扶養者となっていることが確認できることから、申立期間当時に国民健康保険の加入等の手続を行うことはなかったものと推測できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成 2 年 1 月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料の納付に関与しておらず、具体的な状況が不明である上、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとするその妻から聴取しても、オンライン記録及びA市保有の国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和63年1月から平成元年3月までの保険料が2年2月にまとめて納付されたことが確認できるにもかかわらず、当該期間の保険料を送付された納付書により毎月納付したと主張するなど、当時の納付状況に関する記憶が明確ではないほか、申立人が申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 147

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から同年3月まで

私は、昭和48年2月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、その際交付された国民年金保険料の納付書により、申立期間分の保険料を納付したはずである。

オンライン記録上、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月にA市役所で、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月以降に払い出されたと推察され、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申し立てた国民年金保険料の納付方法は、当時の納付方法と合致していない上、申立人は納付した保険料の金額等を明確には記憶していないなど、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人に係る国民年金保険被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、申立人が加入手続した後に実施された特例納付等により申立期間に係る保険料をさかのぼって納付した形跡は無い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 148

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで
昭和43年1月に結婚してA市B町に住んでいたが、46年10月に同市C町で住宅を購入し、転居した。
転居後、C町の町内集金に誘われ、夫婦共に定期的に町内集金で国民年金保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月にC町に転居し、その時から夫婦二人分の国民年金保険料を町内集金により納付したと主張しているが、夫の国民年金手帳記号番号は50年9月ごろに払い出されたと推認され、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時の保険料収納は印紙検認方式であるにもかかわらず、申立人及びその夫は、いずれも印紙検認欄のある国民年金手帳を保有しておらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市保有の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和54年10月に、その夫は51年2月に同市C町に住所変更したことが確認できることから、申立人及びその夫は、C町に転居した46年10月時点では国民年金の手続を行っていないと推認される上、申立期間後の昭和48年度及び49年度の国民年金保険料について、申立人は49年度の1年分を、その夫は48年度の3か月分及び49年度の9か月分を51年2月に過年度納付していることが確認できることから、C町の町内集金により定期的に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の町内集金を勧めた者や集金担当者の氏名など具体的な記憶が無い上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び63年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和63年7月

昭和35年ごろ、A市B町町内会の住民がまとめて国民年金の加入手続を行う機会があり、私と夫も一緒に加入手続を行ったことを覚えている。

申立期間当時、家庭薬配置業の夫はC県で単身赴任をしていたが、私はA市に住んでおり、加入手続後は夫婦二人分の国民年金保険料をA市の婦人会集金により納付していたので、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、これまで一度も滞納したことがなかったのに、昭和63年7月の国民年金保険料が1か月未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市保有の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金被保険者となっているが、36年4月1日に資格喪失しており、申立期間①は未加入期間となっていたことが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、昭和37年12月までD区に住民登録をしていたことが確認できる上、申立人の夫については、同年6月ごろにD区において国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の夫も、「37年ごろにD区役所で国民年金の加入手続を行い、C県で国民年金保険料を数回納付した覚えがある。」としていることから、申立人が申立期間当時、A市において夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会集金により納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の夫についても納付記録は確認できない。

加えて、申立期間①において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録及びA市保有の国民年金被保険者名簿により、当初、当該期間は第3号被保険者期間として記録されていたが、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間であったことから、平成7年12月に国民年金保険料未納期間として変更処理されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付場所や納付方法等を覚えていない上、申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。